

経営者が
知っておきたい

労務管理のポイント

社会保険労務士
佐竹康男



第55回 昼休み当番と休憩時間



労働基準法では、「使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩を労働時間の途中で与えなければならない。」と規定されています。

昼の休憩時間に、当番制で電話番や来客対応をしている企業も多いと思いますが、その時間が労働時間なのか休憩時間なのかがしばしば問題になります。今回は昼休み当番と休憩時間について解説します。

手待時間と休憩時間



昼の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間なのだが、その間、電話番や来客対応をしてもらうために、当番制で事務所に待機してもらっている。一部の社員から、昼休みの時間であっても電話番等をしているのだから、労働時間ではないのかと指摘があったが、休憩時間にはならないのかな。



休憩時間とは、単に作業に従事しない、いわゆる手待時間（労働を行うために待機している時間）は含まれず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間をいいます（厚生労働省通達発基17号）。したがって、昼休み当番として電話番や来客対応をしてもらうための待機時間は手待時間であり、休憩時間にはなりません。



では、どうしたらよいのかな。



休憩時間を別に与えなければなりません。



休憩時間は一斉に与えなければならないと思っていたが、別々に与えることができるのかな。

休憩時間の一斉付与の原則



おっしゃるとおりです。休憩時間は一斉に与えなければなりません。運輸交通業や接客業など、主として公衆を直接相手とする業種（*）は例外ですが、御社は製造業なので一斉に与えなければなりません。



そうすると、昼休み当番の人に休憩時間を別に与えることはできないではないか。



会社と従業員の過半数を代表する者が、一斉休憩の適用除外に関する協定（労使協定）を結んでいれば、一斉に与えなくてもよいことになっています。したがって、昼休み当番をした人については、別の時間に休憩を与えることができます。ただし、休憩時間は、労働時間の途中で与えなければなりませんので、勤務時間の始めまたは終わりに与えることはできません。



労使協定を締結すれば問題ないということか。昼休み当番の時間が休憩時間にならないのであれば、早急に労使協定を結ぶことにするよ。

（*）一斉付与の例外業種

運輸交通業、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業（郵便の事業を含む）、保健衛生業、接客・娯楽業、官公署の事業

〈一斉休憩の適用除外に関する協定例〉

一斉休憩の適用除外に関する協定書

株式会社A工業と株式会社A工業の従業員の過半数を代表する者は、休憩時間について、下記のとおり協定する。

記

下記の従業員に係る休憩時間は、就業規則〇〇条にかかわらず、次のとおりとする。

〇〇課

A班 午前11時30分から午後0時30分

B班 午後0時30分から午後1時30分

（班は適宜変更するものとする）

平成23年〇月〇日

株式会社A工業

代表取締役 〇〇〇〇 印

株式会社A工業

従業員代表 〇〇〇〇 印

納税協会はこんな活動をしています

人材育成に役立つ講習会・租税教室を開催しています

★「総務管理者養成講座」（講義コース・通信コース）は、幅広い総務の法定事務全般を確実に処理できる人材を養成する講座です。

★講習会、租税教室を開催しています。「法人税申告書の作成演習講座」、「法人税基礎講座」、「法人税別表セミナー」、「決算・申告実務演習」など、幅広いテーマで実務に即した講習会や租税教室を開催しています。

★簿記教室を開催しています。簿記の基礎知識、複式帳簿の記帳方法や申告書の作成など、わかりやすくきめ細やかに指導します。

★パソコン教室を開催しています。超入門編から実技応用編までさまざまなコースで実力に合わせて丁寧に指導します。

★会計ソフトで記帳ができる「パソコン会計教室」を開催しています。納税協会推奨の会計ソフトを使った記帳の方法から申告書の作成などをわかりやすく指導します。



納税協会統一優待サービスを実施しています

納税協会では、「会員事業所のビジネスチャンス拡大及び会員事業所で働く従業員の方へのメリットを！」の考えから、「納税協会統一優待サービス」を実施しています。

当該サービスは、会員数約20万人社を有する納税協会のスケールメリットを生かし、会員事業所の皆様にご提供いただいた優待サービス情報を、会員事業所及び会員事業所で働く従業員の方々に利用していただくことで、会員事業所のビジネスチャンスの拡大と活性化を図ります。

優待サービス情報の登録・利用は無料となっていますので、貴事業所の取引拡大・集客力アップに、ぜひ、「納税協会統一優待サービス」をお役立てください。

★詳しくは、納税協会ホームページ（<http://www.nouzeikyokai.or.jp/toitsu-yutaisv/>）をご覧ください。

会員相互の情報交換と親睦の場を創出しています

法人部会や個人部会、青年部会などの部会活動を通じ、経営上の活発な情報交換と新しい人脈、ビジネスチャンスにつながる経営の発想が生まれています。法人経営者・個人事業者研修会や時流にマッチした経済・文化講演会などを開催しています。

各種保障プランで安心経営をサポートします

経営者の方々が安心して事業に全力を注げるよう、「経営者大型総合保障制度」、「経営保全プラン」など、万に備えた各種の福祉制度をあっせんしています。